



発行 新潟県
号外 1
 令和3年10月22日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

81 審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第81号

令和3年6月20日執行の魚沼市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和3年10月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

裁 決 書

審査申立人	魚沼市穴沢 130 番地 大平 栄治
審査申立人代理人	新潟市西区青山 2 丁目 3 番 32 号 プレステージ青山1411号 鷺見国際法律事務所 弁護士 鷺見 一夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和3年8月16日付けで提起された令和3年6月20日執行の魚沼市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨及び理由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和3年7月2日付けで魚沼市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が同年7月30日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙における選挙の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書等の主張から要約すれば、おおよそ次のとおりである。

- (1) 本件選挙の告示日前に、本件選挙の候補者である渡辺一美（以下「当該候補者」という。）が「かずみ通信」と称する議会活動報告を内容とする文書（以下「当該文書」という。）を新聞折込で配布することにより、事前運動を行った。このことは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第129条に違反する。
- (2) 当該文書に記載されている事項は、大部分が虚偽であり、選挙人の判断に悪影響を及ぼす行為で、公職選挙法第225条第2号の選挙の自由妨害罪に該当する。
- (3) 当選を得させない目的をもって当該文書を新聞折込で配布し、虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした当該候補者の行為は、公職選挙法第235条第2項の虚偽事項公表罪が成立する。
- (4) 当該文書の違法配布に加え、本件選挙では多数の候補者により、とりわけ戸別訪問、署名運動、証紙が貼られていないポスターなど違法な選挙運動が行われ、選挙犯罪が横行し、申立人はその影響をまともに受けた。
- (5) 市委員会と警察は、多数の候補者が違法行為を行っていることを知りながら、規制と取締りを怠ったことは、公職選挙法第226条第1項の職権濫用による選挙の自由妨害に当たる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして受理した後、市委員会からは弁明書及び関係資料を、申立人からは反論書の提出を受け、併せて申立人に口頭による意見陳述の機会を与えるとともに、申立人及び市委員会に対して質問を実施するなど、慎重かつ厳正に審理を行った。

選挙の効力に関する争訟においては、公職選挙法第205条第1項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、その選挙の全部又は一部を無効とすべきものと定めている。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決。以下「昭和61年判決」という。）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

1 審査の申立ての理由(1)について

申立人は、当該候補者が本件選挙の告示日前に当該文書を配布したことが、公職選挙法第129条の規定に違反である旨主張する。当該文書を配布した行為が違法であるかどうかは、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締規定である公職選挙法第129条に照らして判断されるものであると解される。

しかしながら、選挙人等の取締り規定ないし罰則規定違反の行為は、昭和61年判決のとおり、選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」に当たるものではないとされている。

また、仮に当該文書を新聞折込で配布した行為が公職選挙法第129条に違反するものであったとしても、当該行為によつて、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたと認めるに足る証拠もない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

2 審査の申立ての理由(2)について

申立人は、当該文書の記載内容はその大部分が虚偽であり、その配布は選挙人の判断に悪影響を及ぼす行為で、公職選挙法第225条第2号の選挙の自由妨害罪に該当する旨主張する。公職選挙法第225条第2号にいう「偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害する」行為とは、選挙運動および投票に関する行為それ自

体を直接妨害するような行為をいい、単に選挙人の候補者に対する判断の自由を妨げるだけの行為は、これには該当しない。」(昭和44年2月6日最高裁判所判決)とされている。

本件申立に照らすと、当該文書を配布する行為が、選挙運動及び投票に関する行為それ自体を直接妨害する行為であったと認めるに足る証拠はない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

3 審査の申立ての理由(3)について

申立人は、当選を得させない目的をもって当該文書を新聞折込で配布し、虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした当該候補者の行為は、公職選挙法第235条第2項の虚偽事項公表罪が成立すると主張する。当該行為が違法であるかどうかは、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締規定である公職選挙法第235条第2項に照らして判断されるものであると解される。

しかしながら、選挙人等の取締り規定ないし罰則規定違反の行為は、昭和61年判決のとおり、選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」に当たるものではないとされている。

また、仮に当該行為が公職選挙法第235条第2項に違反するものであったとしても、当該行為によって、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたと認めるに足る証拠もない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

4 審査の申立ての理由(4)について

申立人は、当該文書の違法配布に加え、本件選挙では多数の候補者により、とりわけ戸別訪問、署名運動、紙紙が貼られていないポスターなど違法な選挙運動が行われ、選挙犯罪が横行し、申立人はその影響をまともに受けたと主張する。これらの行為が違法であるかどうかは、公職選挙法における選挙人等の選挙の取締りに関する規定により判断されるものであると解される。

しかしながら、選挙人等の取締り規定ないし罰則規定違反の行為は、昭和61年判決のとおり、選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」に当たるものではないとされている。

また、仮にこれらの行為が選挙の取締りに関する規定に違反するものであったとしても、当該行為によって選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたと認めるに足る証拠はない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

5 審査の申立ての理由(5)について

申立人は、市委員会と警察が、数多くの候補者が違法行為を行っていることを知りながら、規制と取締りを怠ったのは、公職選挙法第226条第1項の職権濫用による選挙の自由妨害に当たると主張する。

しかしながら、「選挙管理委員会はもともと選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違法行為を取り締まるべき地位にはない。」(昭和50年2月26日東京高等裁判所判決)とされている。市委員会が申立人からの連絡に対して何らの対処もしなかったとしても、それだけで選挙が無効となる理由はない。

そのほかの申立人の主張についても、認めるに足る証拠はない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

6 結論

以上のとおり、申立人の主張はいずれも公職選挙法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」に当たらず、本件選挙における選挙の効力を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張は理由がない。

そのほか、申立人は縷々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

よって、当委員会は、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

教示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。